

第7表 有機溶剤業務の衛生管理

物質名	第1種有機溶剤							第2種有機溶剤														第3種有機溶剤																																																																																						
	1	クロホルム	2	四塩化炭素	3	1,2-ジクロルエタン	4	1,2-ジクロルエチレン	5	1,1,2,2-テトラクロルエタン	6	トリクロルエチレン	7	二硫化炭素	1	アセトン	2	イソブチルアルコール	3	イソプロピルアルコール	4	イソペンチルアルコール	5	エチルエーテル	6	エチレンジクロルモノエチルエーテル	7	エチレンジクロルモノエチルエーテルアセテート	8	エチレンジクロルモノノルマル-ブチルエーテル	9	エチレンジクロルモノメチルエーテル	10	オルト-ジクロルベンゼン	11	キシレン	12	クレゾール	13	クロルベンゼン	14	酢酸イソブチル	15	酢酸イソプロピル	16	酢酸イソペンチル	17	酢酸エチル	18	酢酸ノルマル-ブチル	19	酢酸ノルマル-プロピル	20	酢酸ノルマル-ベンチル	21	酢酸メチル	22	シクロヘキサノール	23	シクロヘキサノン	24	1,4-ジオキサン	25	ジクロメルタン	26	N,N-ジメチルホルムアミド	27	スチレン	28	テトラクロルエチレン	29	テトラヒドロフラン	30	1,1,1-トリクロルエタン	31	トルエン	32	ノルマルヘキサン	33	1-ブタノール	34	2-ブタノール	35	メタノール	36	メチルイソブチルケトン	37	メチルエチルケトン	38	メチルシクロヘキサノール	39	メチルシクロヘキサノン	40	メチル-ノルマル-ブチルケトン	1	ガソリン	2	コールターナフサ	3	石油エーテル	4	石油ナフサ	5	石油ベンジン	6	テレピン油	7	ミネラルスピリット
	屋内作業場等							屋内作業場等														タンク等の内部																																																																																						
	(イ)~(ル)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)	(ヘ)	(ト)	(チ)	(リ)	(ス)	(ル)	(ヲ)	(イ)~(ル)	(ヲ)	(イ)~(ル)	(ヲ)																																																																																											
(イ)~(ル)の業務	有機溶剤を入れたことのあるタンク内部における業務	有機溶剤を入れたことのあるタンク内部における業務	有機溶剤を入れたことのあるタンク内部における業務	有機溶剤を入れたことのあるタンク内部における業務	有機溶剤を入れたことのあるタンク内部における業務	有機溶剤を入れたことのあるタンク内部における業務	有機溶剤を入れたことのあるタンク内部における業務	有機溶剤を入れたことのあるタンク内部における業務	有機溶剤を入れたことのあるタンク内部における業務	有機溶剤を入れたことのあるタンク内部における業務	有機溶剤を入れたことのあるタンク内部における業務	有機溶剤を入れたことのあるタンク内部における業務	有機溶剤を入れたことのあるタンク内部における業務	有機溶剤を入れたことのあるタンク内部における業務	有機溶剤を入れたことのあるタンク内部における業務	有機溶剤を入れたことのあるタンク内部における業務																																																																																												
第1種、第2種に係る設備(第5条)	密閉する設備	〇																																																																																																										
	局所排気装置	〇																																																																																																										
	プッシュプル型排気装置	〇																																																																																																										
第3種に係る設備(第6条1項)	密閉する設備															〇																																																																																												
	局所排気装置															〇																																																																																												
	プッシュプル型排気装置															〇																																																																																												
	全体換気装置															〇																																																																																												
第3種に係る吹付け装置等に係る設備(第6条2項)	密閉する設備															〇																																																																																												
	局所排気装置															〇																																																																																												
	プッシュプル型排気装置															〇																																																																																												
	設備の適用除外または特例(第7条~第13条)	◎														◎																																																																																												
換気装置の性能等	局所排気装置のフードおよびダクト	〇														〇																																																																																												
	排風機等	〇														〇																																																																																												
	局所排気装置の性能	〇														〇																																																																																												
	全体換気装置の性能	〇														〇																																																																																												
	換気装置の稼働	〇														〇																																																																																												
	妨害気流の排除等	〇														〇																																																																																												
測定	測定の実施および記録	〇														〇																																																																																												
作業管理	作業主任者の選任等	〇	〇													〇																																																																																												
	自主検査・記録・点検・補修	〇	〇													〇																																																																																												
	掲示	〇	〇													〇																																																																																												
	有機溶剤の区分の表示	〇	〇													〇																																																																																												
	タンク内作業	〇	〇													〇																																																																																												
	事故の場合の回避等	〇														〇																																																																																												
貯蔵と容器	貯蔵															〇																																																																																												
	関係者以外の立ち入りを防ぐ設備	〇														〇																																																																																												
	蒸気を屋外に排出する装置	〇														〇																																																																																												
	空容器の処理	〇														〇																																																																																												
保護具	送気マスクの使用	第9条第2項	〇	← 第9条第2項 →												〇	〇	第9条第2項																																																																																										
	送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクの使用	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎																																																																																											
健康管理	定期的健康診断	〇	〇													〇																																																																																												
	健康診断に関する記録	〇	〇													〇																																																																																												
教育	衛生教育	〇	〇													〇																																																																																												

(注) 1. 表中 〇-〇 はいずれかによるべきことを、設備欄の◎は設備の適用除外または全体換気装置と保護具を併用することによって密閉する設備、局所配置装置又はプッシュプル換気装置の設置をしないことができる特例を示す。
 2. 「事故の場合の回避等」の欄はタンク等の内部における業務に限る。
 3. 保護具の「送気マスクの使用」の欄の〇は、適用業務に(ヲ)を含むこと、また「第9条第2項」は、送気マスクの備付けに伴う同条の特例があることを示す。
 4. 保護具の「送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクの使用」の欄の◎は全体換気装置との併用または密閉設備を開く場合に適用される。